

# 社会福祉法人三松会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三松会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受けて理事会及び評議員会出席等の法人業務を行う場合においても、旅費、交通費については、費用弁償しないものとする。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。